

■ 第2次長野県林業公社経営改革プラン

「経営改革の推進と実行体制の強化」を目指して

計画期間 令和3年度～令和7年度

令和3年5月

公益社団法人 長野県林業公社

公益社団法人 長野県林業公社 設立の目的

長野県内における、造林、育林等による森林及び林業に関する事業を行うことにより、森林資源の造成、国土の保全、水源のかん養等、森林のもつ公益的機能の維持増進を図り、もって農山村地域の活性化と経済の振興に寄与します。



手入れの行き届いた契約地(間伐、獣害防除 大鹿村 向山②団地)

第2次経営改革プランの策定にあたって

公益社団法人 長野県林業公社は、昭和41年の設立以降、自ら森林の管理ができない森林所有者に代わり、将来、木材の収穫時に収益を分け合う分収方式の契約を締結し、森林を造成してまいりました。

しかしながら、収穫期前の事業運営は借入金に頼らざるを得ないため、多額の長期累積債務を抱えているのが現状であり、平成24年度、長野県の「外郭団体等検討委員会」における検討の結果、長野県出資等外郭団体「改革基本方針」が「団体のあり方の検討（引き続き経営改善の推進）」に改訂され、平成25年度には、この方針に基づき「林業公社経営専門委員会」（以下「専門委員会」という。）による検討が実施されました。

この委員会による最終報告を受け、県は平成25年12月に県出資等外郭団体「改革基本方針」を改訂し、長期的な視点で公社を存続した上で「徹底した経営改革の推進」を図ることとしました。

そこで当公社では、専門委員会の最終報告書に示された経営改革の提言を真摯に受け止め、自ら経営改革を進めるため、平成26年度から7年を期間とする「長野県林業公社経営改革プラン(第1次)」を策定し、身を削る経営改革に取り組んで参りました。

この間毎年、外部委員からなる「経営改革プラン推進会議」を開催し、委員の皆様に進捗状況を確認していただきながら取組を進めてきましたが、このたびプランの期間が終了することから、第1次プランの成果と課題を踏まえ、新たに「第2次経営改革プラン」を策定することとしました。

このプランでは、間近に迫った主伐の開始に向け、これまでの第1次プランで掲げた「徹底した経営改革の推進」を前提とし、経営基盤及び実行体制の強化を目指していきます。

今後、契約者である土地所有者の皆様、市町村をはじめとする社員の皆様、長野県の御理解と御協力を得ながら、公社役職員は一丸となって、この「第2次経営改革プラン」の実現に向けて努力してまいります。

令和3年5月25日

公益社団法人 長野県林業公社
理事長 太田 寛

目 次

第2次経営改革プランの策定にあたって

第1章	長野県林業公社の概要	1
1	林業公社設立の経緯	2
2	林業公社の歩み	2
3	公社の果たしてきた役割等	2
4	分収林（分収造林、分収育林）の仕組み	3
5	社営林の現況	4
6	財務の状況	6
第2章	第1次経営改革プランの成果及び課題	7
1	第1次プランの策定の経緯と推進会議	8
2	第1次プランの成果と課題・問題点	8
	Ⅰ 組織の改革	8
	Ⅱ 事業の改革	11
	Ⅲ 第1次プランの成果総括	22
第3章	第2次長野県林業公社経営改革プラン	25
1	策定の経緯	26
2	第2次経営改革プランの目指すもの	26
3	組織体制	27
4	第2次経営改革プランの内容	27
	Ⅰ 森林整備の推進による森林資源の充実と実行体制の強化	28
	Ⅱ 受託事業の拡充による市町村等への支援と人材の育成	33
	Ⅲ コストの改善に向けた取組の着実な推進	35
	Ⅳ ゼロカーボンの達成を目指した新たな体制整備	37
5	第2次経営改革プランの効果予測	39
第4章	長期収支予想試算	41

第 1 章 長野県林業公社の概要

1 林業公社設立の経緯

昭和 30 年代からの高度経済成長期において、木材の需要が大幅に増加することが見込まれるなかで、全国で森林造成を進めるべく拡大造林政策が国により推進されました。

林業公社は、この拡大造林政策に沿って全国的に設立が進められたものであり、長野県では昭和 41 年に設立されました。

2 林業公社の歩み

年度	出来事
昭和 41 年	社団法人長野県造林公社が設立され、分収林造林事業を開始しました。
昭和 47 年	特定森林地域開発林道維持管理事業として林道の維持管理を開始、林道事業に着手しました。
昭和 57 年	社団法人長野県林業公社に社名変更しました。
昭和 59 年	分収林特別措置法に基づく森林整備法人の認定を受け、分収育林事業を開始しました。
平成 14 年	林道事業を廃止、受託部門を縮小して森林整備法人に特化することとなりました。
平成 17 年	公社経営改善計画を策定しました。
平成 20 年	第 1 次経営改善集中実施プランを策定しました。
平成 25 年	公益社団法人長野県林業公社に移行しました。 第 2 次経営改善集中実施プランを策定しました。
平成 26 年	第 1 次経営改革プランを策定しました。

3 公社の果たしてきた役割等

(1) 森林資源の充実と山村振興への寄与

昭和 41 年の設立以降、森林所有者による自主的整備が進まない森林整備の担い手として、地理的条件が悪い山間地において計画的に造林を進め、県下の森林資源の充実と地域の雇用や経済の振興に一定の役割を果たしてきました。

- ① 森林造成が進みにくい山地を持つ所有者に代わって**約1万5千ha**の森林を造成しました。
- ② 社営林の面積は、県下民有林の約3%ですが、昭和41年以降に造林された**人工林(民有林)の11%に相当します。**
- ③ 就労機会の少ない山村地域において、植林・保育作業等の森林整備事業を通じて就労の場を提供、これまで**約271万人・日の雇用**を生み出してきました。
- ④ **災害跡地**の再造林に貢献してきました。



雪害を受けた森林 (長野市豊野 石団地) H3 年頃



公社造林により復した森林(約30年後)

(2) 森林の公益的機能

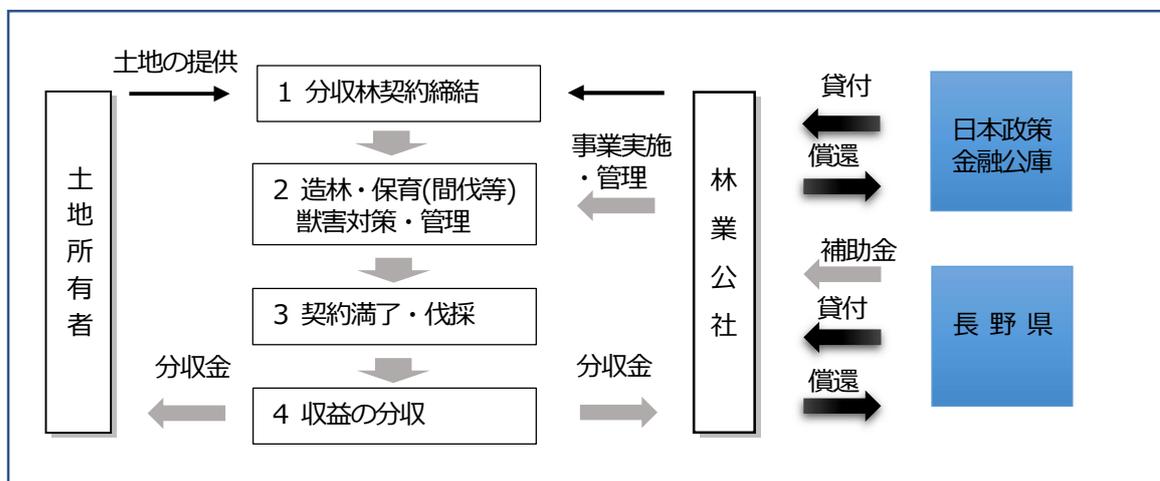
- ・ 管理する森林の公益的機能（県土の保全や豊かな水資源の供給源、洪水緩和機能、地球温暖化防止等）を、日本学術会議が算出した森林の評価額の手法に準じて試算すると、**510億円**になります。

機能	公社評価額	(参考)長野県評価額	(参考)全国評価額
二酸化炭素吸収機能	11億円	642億円	1兆2,391億円
化石燃料代替機能	1億円	63億円	2,261億円
水資源貯留機能	66億円	3,960億円	8兆7,407億円
洪水緩和機能	32億円	1,963億円	6兆4,686億円
水質浄化機能	102億円	6,147億円	14兆6,361億円
表面侵食防止機能	210億円	12,614億円	28兆2,565億円
表層崩壊防止機能	59億円	3,546億円	8兆4,421億円
保健・レクリエーション機能	29億円	1,746億円	2兆2,546億円
計	510億円	30,681億円	70兆2,638億円

注1：公社評価額は、長野県評価額（長野県面積1,056,215ha）をもとに、公社面積17,602haとして算出した。

注2：長野県評価額は、日本学術会議が算出した森林の評価額の手法（平成13年）により算出したもの。

4 分収林(分収造林、分収育林)の仕組み



- ・分収造林事業とは…林業公社が土地所有者の土地に植林し、手入れや管理を行い、伐採した時の収益を所有者と分配し合うものです。

・分収割合の推移

林業公社	土地所有者	摘 要
55%	45%	昭和62年5月31日まで
60%	40%	平成10年6月30日まで
70%	30%	平成10年7月1日以降

- ・分収育林事業とは…土地所有者が植栽した森林を林業公社が途中から所有者に代わって手入れや管理を行い、伐採した時の収益を所有者と分配し合うものです。

・分収割合(標準)

契約時林齢	土地所有者	林業公社
11～15	70%	30%
16～20	75%	25%
21～	80%	20%

5 社営林の現況

(1)所有区分別契約面積

- ・契約面積は、造林契約と育林契約を併せて17,602ヘクタールです。

(令和2年度末現在)

土地所有	造林契約		育林契約		計		
	契約 件数	面積(ha)	契約 件数	面積(ha)	契約 件数	面積(ha)	面積構成 比(%)
市町村有	144	4,531	35	677	179	5,208	29.6
財産区有	49	1,538	13	470	62	2,008	11.4
共有	231	3,437	19	204	250	3,641	20.7
個人有	460	2,889	41	174	501	3,063	17.4
団体有	93	2,162	25	403	118	2,565	14.6
その他	67	1,031	9	86	76	1,117	6.3
計	1,044	15,588	142	2,014	1,186	17,602	

※ 団体有：生産森林組合・林野農協・会社・社寺 その他：会社有、地縁団体、森林組合ほか

(2) 樹種別面積割合

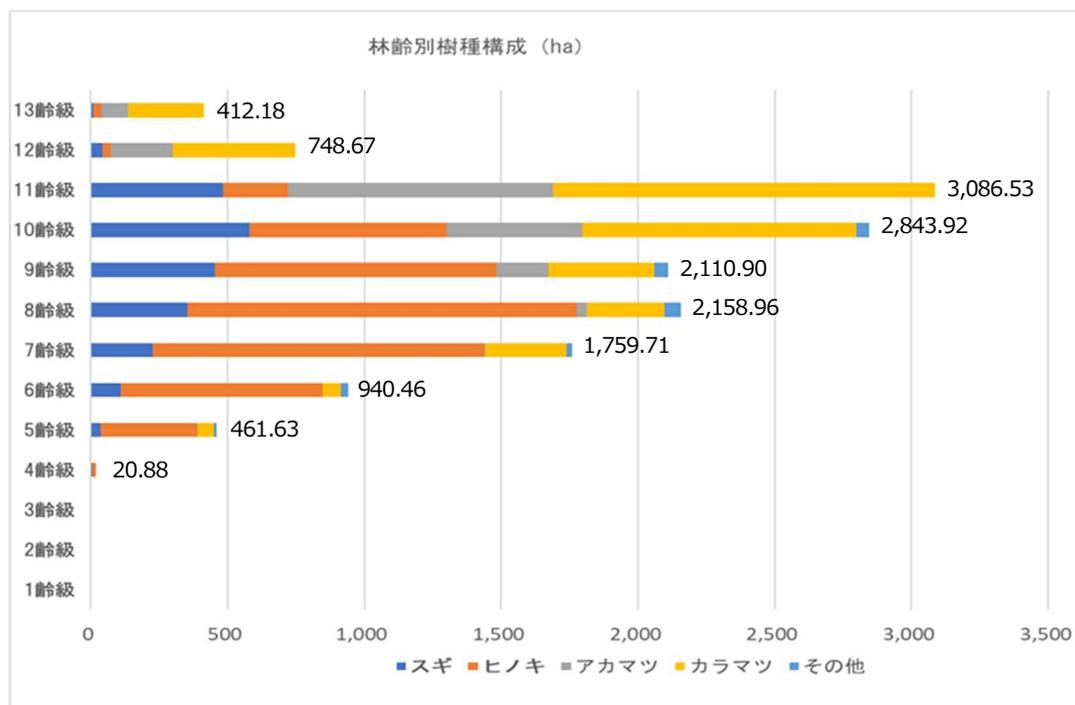
- 樹種別の植栽面積はヒノキが最も多く 32.9%で、次いでカラマツが 23.9%、スギが 13.1%と続きます。

(単位：ha 令和2年度末現在)

管内	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	トウヒ 他	しいた け原木	ナラ・ クリ他
佐久	53.85	45.87	121.96	582.70	9.65		
上小	9.32	261.94	146.60	230.03	21.40		
諏訪				92.17			
上伊那	1.16	322.41	606.18	989.50	8.15		21.27
下伊那	203.64	2,901.26	484.15	940.81		2.19	0.40
木曾	1.68	1,606.32	70.23	282.94			
松本	4.30	252.39	490.69	446.67	124.47		19.76
北安曇	350.38	371.82	50.66	49.11	4.79		
長野	725.88	27.27	48.24	548.15			2.42
北信	951.29	5.80		51.97			
計	2,301.50	5,795.08	2,018.71	4,214.05	168.46	2.19	43.85
構成比	13.1%	32.9%	11.5%	23.9%	1.0%	0.01%	0.2%

※ その他(除地・岩石地等)が 3,057.86ha

(3) 林齢別樹種別の施業対象面積



- 直接支援事業で保育間伐の対象となるⅦ 齢級以下(35 年生以下)の面積は 3,183ha で、施業対象面積の約 22%です。

6 財務の状況

- 公社は、自己財源がないことから、造林事業及び運営等に必要な資金については、補助金と日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）及び長野県からの借入金によって賄っています。このため、主伐による木材収入の得られない現段階においては、多額の債務を抱えざるを得ない状況です。

借入金の残高（令和2年度末）

（単位：億円）

日本政策金融公庫	長野県	計
70	271	341

